

平成15事業年度  
業務報告書

自平成15年 4月 1日

至平成16年 3月31日

日本育英会

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

1. 日本育英会の概要

(1) 事業等の内容 .....	1
(2) 事業所の所在地 .....	2
(3) 基金の状況 .....	2
(4) 役員 of 状況 .....	2
(5) 職員の定数 .....	3
(6) 法人の沿革 .....	3
(7) 設立根拠法 .....	4
(8) 主務大臣 .....	4
(9) 評議員会 .....	4

2. 日本育英会の業務成果

(1) 当該年度の事業の実施状況 .....	5
① 奨学金の貸与.....	5
② 奨学生の補導.....	7
③ 返還金の回収.....	8
④ 育英寄付金.....	10
(2) 借入金の状況 .....	10
(3) 国庫補助金等の状況 .....	11

別表 1	学種別奨学金貸与状況 .....	12
別表 2	奨学金の貸与月額 .....	13
別表 3	奨学生の補導状況 .....	14
別表 4	返還金の回収状況等 .....	15
別表 5	奨学金返還免除額 .....	17
別表 6	借入金及び国庫補助金等の状況（実績） .....	18

## 1. 日本育英会の概要

### (1) 事業等の内容

日本育英会は、日本育英会法に基づいて設立され、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としている。(日本育英会法第1条)

学資の貸与を受ける者を奨学生といい、貸与した学資を奨学金という。

主な業務は、奨学金の貸与、奨学生の補導及び貸与した奨学金の回収である。(日本育英会法第21条)

#### 資金

日本育英会の事業資金は、国の一般会計・財政融資資金からの借入金及び財投機関債(「日本育英会債券」)の発行により金融市場から自己調達した資金並びに奨学生であった者からの返還金で構成されている。

#### 奨学金の貸与

##### ア 奨学金の種類

奨学金には、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金(きぼう21プラン)とがある。

第一種奨学金は、高等学校・短期大学・大学・大学院・高等専門学校・専修学校(高等課程・専門課程)に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金(きぼう21プラン)は、短期大学・大学・大学院・高等専門学校(4・5年)・専修学校(専門課程)の学生及び生徒を対象としている。

第一種奨学金は、特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与し、第二種奨学金(きぼう21プラン)は、第一種奨学金の場合より緩和された基準によって選考された者に貸与する。

##### イ 奨学生の採用

学校長の推薦を受けた申込者について、日本育英会が選考のうえ採否を決定する。

なお、第二種奨学金(きぼう21プラン)の場合は、当該学校長に選考を委任することとし、学校長が適当と認めた者について日本育英会が採用を決定する。

その選考においては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金(きぼう21プラン)のそれぞれの基準に照らして行い、資金計画の範囲内で採用する。

##### ウ 奨学生の募集及び申込

奨学生の募集は、原則として毎年春に在学する学校を通じて行うこととしている。

なお、進学前に奨学生採用候補者として募集、選考、決定し、進学後奨学生として採用する予約採用の制度をあわせて実施している。

#### 奨学生の補導

在学中は奨学生として勉学に励みながら充実した学生生活を送り、卒業後は貸与を受

けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、学校の協力を得て奨学生の補導に努めている。

#### 返還金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦又は月賦・半年賦併用等の割賦により、原則として郵便局又は銀行・信用金庫・労働金庫の口座から自動引落しの方法で返還金を回収する。

#### 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなったとき、また、大学院の第一種奨学生であった者が教育又は研究の職に所定の期間従事したときは、返還未済額の一部又は全部の返還を願出により免除することができる。

### (2) 事務所の所在地

本 部 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7  
電話 03-3269-4261 (大代表)

東京支所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7  
電話 03-3269-4261 (大代表)

名古屋支所 〒460-8691 名古屋市中区上前津2-1-30 (上前津ビル内)  
電話 052-322-5208 (代表)

大阪支所 〒540-8502 大阪市中央区上町A-12 (セイワビル内)  
電話 06-6762-5975 (代表)

支 部 各都道府県の県庁所在地

### (3) 基金の状況

日本育英会の基金は、37億100万円で、国がその全額を出資している。

上記基金のほか、恩賜金100万円を恩賜基金として管理している。(日本育英会の財務及び会計に関する省令第19条)

(単位：千円)

平成13事業年度末	平成14事業年度末	平成15事業年度末	前年比増減
3,701,000	3,701,000	3,701,000	0

### (4) 役員の状況

役員の定数は、会長1人、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内である。会長及び理事長並びに監事は文部科学大臣が任命し、理事は会長が文部科学大臣の認可を受けて任命する。

平成16年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

区分	氏名	任期	略歴
会長 (非常勤)	加藤 秀俊	平成14年1月1日～ 平成16年12月31日	昭和63年 4月 放送教育開発センター所長 平成 8年11月 国際交流基金日本語国際センター所長
理事長	内田 弘保	平成14年8月1日～ 平成17年7月31日	平成 7年 9月 奈良国立博物館長 平成12年 4月 文化庁顧問
理事	板橋 一太	平成13年1月19日～ (平成15年1月19日再任) 平成17年1月18日	平成 9年 7月 九州大学事務局長 平成11年 4月 東京大学事務局長
理事	沖吉 和祐	平成14年1月16日～ (平成16年1月16日再任) 平成16年3月31日	平成 8年 7月 北海道大学事務局長 平成 9年11月 筑波技術短期大学副学長
理事	藤田 貢	平成14年12月17日～ 平成16年12月16日	平成10年 6月 東京電力(株)本店業務管理部長 平成13年 6月 東京電力(株)理事兼本店総合研修センター所長
理事	大浦 道徳	平成15年4月1日～ 平成17年3月31日	平成12年 2月 日本育英会企画広報部長 平成14年 4月 日本育英会総務部長
監事	安江 國浩	平成14年12月19日～ 平成16年12月18日	平成10年11月 早稲田大学理事(兼)人事部長 平成12年11月 早稲田大学常任理事
監事 (非常勤)	牟田 泰三	平成15年8月1日～ 平成17年7月31日	平成12年 4月 広島大学教授 大学院理学研究科 平成13年 5月 広島大学長

\* 平成15事業年度途中の退任者

監事 (非常勤)	鮎川 恭三	平成13年8月1日～ 平成15年7月31日	昭和59年 4月 愛媛大学工学部長 平成 9年 3月 愛媛大学長 平成15年 2月 (愛媛大学長退職)
-------------	-------	--------------------------	---

(5) 職員の定数

(単位：人)

平成13事業年度末	平成14事業年度末	平成15事業年度末	前年比増減
477	457	423	34

(6) 法人の沿革

日本育英会は、昭和18年10月18日に財団法人大日本育英会として創立され、翌昭和19年大日本育英会法(昭和19年法律第30号)の公布・施行により同年4月20日に特殊法人として設立された。昭和28年8月に奨学金の返還免除制度を創設するとともに、名称を日本育英会に改めた(昭和28年法律第204号)。昭和59年8月には、従来の一般貸与と特別貸与を一本化して発足した第一種奨学金制度のほか、第二種奨学金制度の創設など制度全般の整備改善を内容とする日本育英会法の全部改正(昭和59年法律第64号)が行われた。

平成10年3月に、大学院で受けた第一種奨学金を除き、教育職に従事したときに奨学金の返還が免除される制度を廃止すること等を内容とする日本育英会法の一部改正(平成10年法律第28号)が行われた。

また、平成11年4月には第二種奨学金制度が抜本的に拡充され、「きぼう21プラン」制

度が創設された。

なお、平成13年12月の「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定を受け、平成15年6月18日に成立した独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づき、平成16年3月31日日本育英会は廃止され、その業務は新たに設置される日本学生支援機構に引き継がれることとなった。

創立以来、平成15事業年度末までの61年間の奨学金貸与者は、延べ約710万人、貸与総額は約6兆1,265億円となっている。また、平成15事業年度の奨学金の貸与人員及び貸与金額はそれぞれ、約86万4千人、約5,826億7,014万円である。

#### (7) 設立根拠法

日本育英会法(昭和59年法律第64号)に基づいて、国の全額出資により設立された特殊法人である。

#### (8) 主務大臣

日本育英会は、文部科学大臣が監督する。文部科学大臣は、会長及び理事長並びに監事の任命権をもつほか、事業計画及び予算等の認可、財務諸表等決算の承認、業務方法書の制定改廃の認可等によって日本育英会を監督するとともに、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本育英会に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

なお、文部科学大臣が上記の認可、承認を行うにあたっては、一定の事項については財務大臣と協議しなければならないこととされている。

このほか、日本育英会の業務については、総務省の行政監察及び会計検査院の検査を受けることとなっている。

#### (9) 評議員会

日本育英会の業務の運営に関する重要事項を審議するため、評議員会が設置されている。評議員は、日本育英会の業務の適正な運営に関し必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命することとなっている。

平成15事業年度の開催状況は

第116回評議員会

年月日 平成15年6月27日(金)

場 所 日本育英会 会議室

議 事 ア 平成14事業年度業務報告及び決算報告等について

- イ 日本育英会業務方法書の一部変更について
- ウ 特殊法人改革の現状と対応状況について
- エ その他

第117回評議員会

年月日 平成16年2月27日(金)

場 所 日本育英会 会議室

- 議 事
- ア 平成16事業年度事業費予算(案)について
  - イ 平成15事業年度日本育英会事業計画、予算及び資金計画の変更について
  - ウ 「独立行政法人日本学生支援機構」への移行について
  - エ その他

平成16年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員名(五十音順・敬称略)

- 岡 本 靖 正 (前東京学芸大学長)
- 小 栗 洋 (都立新宿高等学校長)
- 梶 山 千 里 (九州大学長)
- 柏 木 恵 子 (文京学院大学教授)
- 清 成 忠 男 (法政大学総長)
- 倉 地 克 次 (専修大学顧問)
- 黒 羽 亮 一 (常磐大学教授)
- 篠 沢 恭 助 (国際協力銀行総裁)
- 鈴 木 勲 (日本弘道会会長)
- 福 田 紘 子 (ピアニスト・中村紘子)
- 福 田 誠 (全国地方銀行協会副会長・専務理事)
- 村 上 重 美 (日本新聞協会専務理事・事務局長)
- 森 正 夫 (愛知県立大学長)
- 四ツ柳 隆 夫 (宮城工業高等専門学校長)

\* 平成15事業年度途中の退任者

- 児 玉 隆 夫 (大阪市立大学長)
- 千 田 捷 熙 (都立両国高等学校長)
- 松 尾 稔 (名古屋大学長)

2. 日本育英会の業務成果

(1) 当該年度の事業の実施状況

奨学金の貸与

## ア 貸与実績

(ア) 平成 15 事業年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金（きぼう 21 プラン）をあわせて貸与人員 83 万 8 千人、貸与金額 5,862 億 1,434 万円であったが、貸与実績は下表のとおり、貸与人員 86 万 4 千人、貸与金額 5,826 億 7,014 万円であった。

このうち新規に奨学金を貸与した人員は 33 万 9 千人で、第一種奨学金は 17 万 1 千人(50.5%)、第二種奨学金（きぼう 21 プラン）は 16 万 8 千人(49.5%)である。

平成 15 事業年度の学種別の奨学金貸与状況及び貸与月額については、別表 1「学種別奨学金貸与状況」及び別表 2「奨学金の貸与月額」のとおりである。

区 分	平成13事業年度		平成14事業年度		平成15事業年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
貸与人員	人	人	人	人	人	人
	(54.2%)	(53.2%)	(49.1%)	(48.5%)	(48.6%)	(47.6%)
	396,112	400,428	379,506	384,527	407,561	411,339
第二種奨学金	(45.8%)	(46.8%)	(50.9%)	(51.5%)	(51.4%)	(52.4%)
	335,007	351,852	393,426	407,893	430,625	452,342
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	731,119	752,280	772,932	792,420	838,186	863,681
貸与金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	(47.0%)	(47.4%)	(42.6%)	(42.4%)	(41.1%)	(41.0%)
	229,647,889	227,320,052	223,756,274	221,508,737	240,770,150	238,604,311
第二種奨学金	(53.0%)	(52.6%)	(57.4%)	(57.6%)	(58.9%)	(59.0%)
	259,053,668	252,383,070	301,088,222	301,002,797	345,444,186	344,065,828
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	488,701,557	479,703,122	524,844,496	522,511,534	586,214,336	582,670,139

注)各欄上段( )内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。

(イ) 新規貸与人員のうち、進学の前年度に奨学金貸与候補者（11 万 9 千人、うち第一種奨学金 4 万 6 千人、第二種奨学金 7 万 3 千人）として決定し、進学とともに奨学生として採用する「予約採用制度」による採用者は 9 万 4 千人（第一種奨学金 4 万人、第二種奨学金 5 万 4 千人）であった。

(ウ) また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は 7 千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金（きぼう 21 プラン）を貸与する「応急採用制度」による採用者は 4 千人であった。

(エ) 第二種奨学金（きぼう 21 プラン）については、平成 15 事業年度も希望者が極めて多数に上っている等の実情に鑑み、事業費予算の見直しを行い、事業費 49 億 5,897 万円が追加計上された。

(オ) また、平成 15 事業年度において、入学時の需要に対応し、入学月の貸与月額に 30 万円の一時金を増額して貸与する制度（入学時特別増額貸与奨学金）が創設され、より一層の経済的支援が図られたが、創設初年度であり、制度の趣旨が浸透していなかった等の理由により、予算規模 2 万 5 千人、75 億円に対し、採用実績 3 千人、8 億 9,010 万円となった。



## イ 事業費の財源

平成 15 事業年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

奨 学 金 の 財 源 (単位：千円)

区 分		平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(46.0%) 104,637,269	(42.9%) 95,093,630	(39.8%) 95,026,992
	貸付回収金充当	(54.0%) 122,682,783	(57.1%) 126,415,107	(60.2%) 143,577,319
	計	(100.0%) 227,320,052	(100.0%) 221,508,737	(100.0%) 238,604,311
第二種奨学金	財政融資資金	(91.5%) 230,900,000	(75.7%) 227,800,000	(66.2%) 227,600,000
	日本育英会債券	(4.0%) 10,000,000	(18.6%) 56,000,000	(17.7%) 61,000,000
	貸付回収金充当	(4.5%) 11,483,070	(5.7%) 17,202,797	(16.1%) 55,465,828
	計	(100.0%) 252,383,070	(100.0%) 301,002,797	(100.0%) 344,065,828
合 計		479,703,122	522,511,534	582,670,139

注)各欄上段( )内は、第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。

## 奨学生の補導

### ア 奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を確保するため、各学校において、奨学生から「奨学金継続願」の提出を求め、その際奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施し、その結果を「適格認定報告」として日本育英会に報告することとしている。

日本育英会は、適格性に問題がある者について、規定に従い、廃止、停止、警告(高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はない。)又は激励の処置を行うこととしている。

平成 15 事業年度は、3 万 5,702 人(第一種奨学生にあっては対象奨学生の 3.0%、第二種奨学生にあっては 5.6%)の学生・生徒に対して処置を行った。各学種別等の処置の結果は、別表 3「奨学生の補導状況」のとおりである。

### イ 育英寄付金事業

日本育英会では、一般の篤志家から寄せられた寄付金を基に、「チャレンジ 21 事業」として以下の事業を実施している。

#### (ア) 国際交流フォーラムの実施

奨学生と一般学生、外国留学生、学校関係者等、約 300 人の参加を得て、「国際交流フォーラム」を実施した。第一部「国際シンポジウム」では、「世界の学生事情」をテーマに総合的な学生支援の在り方について国内外の有識者を交えてパネルディスカッションを行った。第二部「奨学生・外国留学生等国際交流フォーラム」では、国際シンポジウムの討論を踏まえて日本人学生と外国人留学生との相互理解を目的としたグループディスカッションを行った。

(イ) 奨学生の集いの開催

育英友の会との共催等により、夏休み期間を利用して奨学生に教育研究交流活動を行う場を提供し、高等学校から大学院までの異なった学種・世代が相互に親交を深め、研修等を行うことを目的に実施している。

平成 15 事業年度は、夏季休業期間中に「奨学生の集い」を全国 8 ヶ所において共催で開催し、330 人の参加者があった。

ウ その他の補導事業

新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、全奨学生に対する機関紙「IKUEI(育英)」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設している。

なお、平成 15 事業年度に日本育英会相談室で扱った電話等による相談状況及びホームページ(トップページ)のアクセス件数については、下表のとおりである。

(単位：件)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度
アクセス件数	464,524	755,822	1,182,668
電 話	13,498	11,942	9,450
電 子 メール	432	421	237
そ の 他	613	751	779

返還金の回収

ア 返還及び貸与債権の状況

(ア) 平成 15 事業年度における返還金の回収及び貸与債権の状況については、別表 4 - 1 「1 返還及び貸与債権の状況」のとおりである。

平成 15 事業年度の返還状況は、平成 16 年 3 月末現在、返還を要する人員 159 万 5 千人のうち 22 万 2 千人(13.9%)は返還の履行を怠り、その結果、返還すべき金額 2,048 億円のうち 440 億円(21.5%)は未返還となっている。

(イ) 平成 15 事業年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金(きぼう 21 プラン)をあわせた貸与金残高 3 兆 3,812 億円で、このうち返還を要する債権額は 1 兆 9,794 億円となっている。そのうち 11.2%にあたる 2,209 億円が延滞債権となっており、一般的に金融機関で「リスク管理債権」と定義される 3 月以上の延滞債権額は 1,564 億円、6 月以上の延滞債権額に限っても 1,036 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合も 3 月以上が 7.9%、6 月以上が 5.2%に達している。

要返還債権のうち延滞債権の占める割合が平成 15 事業年度においては、人員で 13.0%、金額で 11.2%となっており、平成 14 事業年度と比較してそれぞれ 0.2 ポイント、0.4 ポイント増加するなど、全般的に憂慮すべき状況となっている。

イ 回収の方法

(ア) 返還金は、口座振替(リレー口座)及び払込通知書による請求の方法により回収している。

リレー口座は、返還業務の効率化と回収成績の向上を目的として平成 7 年に制

度が導入された。平成 15 事業年度末現在の加入者数 107 万 2 千人、加入率は加入対象者 142 万 5 千人の 75.2% (新規卒業者は 91.9%) に達しており、返還金回収の中心的な役割を果たしている。

口座からの振替は、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によって行っているが、毎月約 5.4% 程度の振替不能が発生している。

一方、払込通知書については、リレー口座未加入で無延滞の者 (37 万 2 千人) を対象とし、本人が指定する期日 (年 1 回、主として 6 月又は 12 月) に送付して返還金の回収を行っている。

(イ) 延滞者 (22 万 2 千人) については、本人宛に払込通知書及び督促状を延べ 75 万 2 千件、連帯保証人及び保証人に対しても払込通知書や延滞解消を促す文書を 16 万 3 千件送付するとともに、延滞の解消と約束どおりの返還を促すため、個別の返還指導を実施した。

(ウ) 督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上で特に必要と認められる者 333 件に対して「支払督促申立予告」を実施した。104 件に対しては「支払督促申立」を行い、支払督促申立を行った者のうち、57 件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。すでに債務名義を取得した者のうち 9 件に対しては「強制執行予告」を行い、1 件に対し「強制執行申立」を実施した。

この結果、平成 16 年 3 月末現在、190 件については請求金額の全額返還又は分割返還若しくは債権の差押等により延滞の解消が可能となった。

さらに、法的手続実施途中の 123 件に対しては、平成 16 年度に継続して行うこととした。

#### ウ 返還促進のための措置

(ア) リレー口座への加入促進を図るため、リレー口座未加入者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促通知の送付 (8 月、7 万 1,686 件) と、加入督促架電 (11 月、3 万 7,602 件) を実施した。

(イ) リレー口座の口座振替が不能となった者に対する督促は、振込不能 1・2 回目の者に対する督促架電 (4 月から 12 月まで、延件数 29 万 2,731 件) と振替不能 1・2・3 回目の者に対する督促架電 (1 月から 3 月まで、延件数 9 万 7,324 件) を夜間 (5 時~9 時) 及び休日を中心に実施した。

(ウ) 払込用紙による返還者に対しても、短期延滞者を中心に督促架電を実施した。(6・9・12・3 月、14 万 2,649 件)

(エ) 架電督促の実効性を高めるため、電話番号の有効・無効の判断を行うための調査を実施した。(9 月、7 万 7,058 件)

(オ) また、学校長宛に延滞防止依頼文書を発送 (高等学校及び専修学校高等課程を除く全ての学校) するとともに、住所不明者に対する住所調査 (13 万 1,890 件)、卒業を控えた奨学生に対し返還意識を涵養するための返還説明会 (実施学校数 1,049 校) などを実施した。

#### エ 返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身障害となった場合、あるいは奨学

金の貸与終了後、定められた教育研究職へ就職し所定の期間在職した場合、願い出により日本育英会は貸与した奨学金の返還を免除することができる。

これらの理由により、平成 15 事業年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 82 億 7,680 万円、第二種奨学金（きぼう 21 プラン）3 億 3,884 万円、計 86 億 1,564 万円である。返還免除の状況は、別表 5「奨学金返還免除額」のとおりである。

#### 育英寄付金

奨学生であった方や一般の篤志家から日本育英会に寄付された金額は、平成 15 事業年度は 2,481 万円であり、創立以来の寄付金累計額は 11 億 4,621 万円に達している。

この寄付金は、「チャレンジ 21 事業」を実施・運営するための財源として活用している。平成 15 年度は、「奨学生の集い」の開催と、外国人留学生と一般学生を加えた形で奨学生に教育研究交流活動の場を提供し、広く国際的視野のもとで意見交換を通して、学生生活を考える研修の機会の充実を目的とする「国際交流フォーラム」（平成 15 年 10 月開催）を実施した。

なお、日本育英会への寄付金は、個人・法人ともに税制上の優遇措置が認められている。

## (2) 借入金の状況（別表 6「1 借入金」）

### 一般会計からの借入金

無利子貸与事業については、国の一般会計からの借入金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。

平成 15 事業年度は、一般会計から 950 億 2,699 万円の借入を行った。この結果、平成 15 事業年度末の借入金残高は 2 兆 491 億 5,712 万円（借入総額 2 兆 4,726 億 5,218 万円、償還免除額 4,234 億 9,506 万円）となり、対前年度比 836 億 2,918 万円の増となった。

### 財政融資資金からの借入金

有利子貸与事業については、財政融資資金からの借入金、財投機関債（「日本育英会債券」）発行により調達した資金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。

平成 15 事業年度は、財政融資資金から 2,276 億円の借入を行った。

この結果、平成 15 事業年度末の借入金残高は 1 兆 2,445 億 6,800 万円（借入総額 1 兆 5,095 億 1,800 万円、償還額 2,649 億 5,000 万円）となり、対前年度比 1,909 億 7,400 万円の増となった。

### 日本育英会債券による資金調達

平成 15 事業年度においては、平成 15 年 8 月 5 日に 300 億円、平成 15 年 12 月 5 日に 260 億円、平成 16 年 3 月 5 日に 50 億円、計 610 億円の日本育英会債券を発行し、調達した資金はそれぞれ 8・9 月分と 12 月分及び 3 月分の奨学金交付の原資として充当した。

### 民間からの借入金

新しい情報総合管理システム（イクシス）を構築するため、平成 11 事業年度から平成 13 事業年度までの 3 カ年民間資金の借入れを行った。平成 15 事業年度末の借入金残

高は9億5,400万円(借入総額13億4,375万円、償還額3億8,974万円)で、平成14事業年度末の借入金残高に比し1億3,438万円の減となった。

(3) 国庫補助金等の状況 (別表6「2 国庫補助金等」)

国庫補助金

日本育英会の業務運営に要する経費に充てるため、平成15事業年度は、国の一般会計から110億9,897万円の日本育英会補助金の交付を受けた。これは、平成14事業年度の交付額に比し21億6,103万円の増(24.2%)となっている。

利子補給金

財政融資資金の借入及び日本育英会債券に係る利子支払いのため、平成15事業年度は、国の一般会計から97億2,669万円の育英資金利子補給金の交付を受けた。これは平成14事業年度の交付額に比し5億5,687万円の減(5.4%)となっている。

学 種 別 奨 学 金 貸 与 状 況

別表 1

区 分	平成 13 事 業 年 度			平成 14 事 業 年 度			平成 15 事 業 年 度		
	貸 与 人 員	うち新規 貸与人員	貸与金額	貸 与 人 員	うち新規 貸与人員	貸与金額	貸 与 人 員	うち新規 貸与人員	貸与金額
	人	人	百万円	人	人	百万円	人	人	百万円
第一種奨学金	400,428	127,692	227,320	384,527	121,178	221,509	411,339	171,305	238,604
高等 学 校	106,695	39,267	27,448	105,953	40,756	28,074	105,432	42,925	28,590
大 学	222,829	55,748	130,152	206,998	50,109	123,295	226,382	87,729	133,742
大 学 院	53,072	25,042	60,991	52,448	22,451	60,383	55,455	28,208	63,799
高等専門学校	6,303	1,453	2,317	6,247	1,579	2,346	6,349	1,678	2,435
専 修 学 校	11,529	6,182	6,411	12,881	6,283	7,410	17,721	10,765	10,037
第二種奨学金	351,852	140,581	252,383	407,893	156,587	301,003	452,342	167,910	344,066
大 学	279,889	105,091	194,432	328,889	117,269	236,229	363,683	123,080	270,156
大 学 院	22,010	10,931	20,383	21,914	11,720	20,563	20,776	9,692	19,801
高等専門学校	129	129	86	185	110	124	217	142	150
専 修 学 校	49,824	24,430	37,482	56,905	27,488	44,087	67,666	34,996	53,958
合 計	752,280	268,273	479,703	792,420	277,765	522,512	863,681	339,215	582,670

(注) 1 ( )内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。  
2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

## 奨 学 金 の 貸 与 月 額

別表 2

### 第一種奨学金

	平成 13 事業年度		平成 14 事業年度		平成 15 事業年度	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	円	円	平成13事業年度と 同額	平成13事業年度と 同額	円	円
国 公 立	18,000	23,000			18,000	23,000
私 立	30,000	35,000			30,000	35,000
大 学					44,000	50,000
国 公 立	42,000	48,000			53,000	63,000
私 立 大	51,000	61,000			52,000	59,000
私 立 短 大	50,000	57,000			(一面接期間)	87,000
通 信 教 育	(一面接期間) 85,000					
大 学 院						
修 士 課 程	85,000				87,000	
博 士 課 程	119,000				121,000	
高 等 専 門 学 校					21,000	22,500
国 公 立	21,000	22,500			32,000	35,000
私 立	32,000	35,000				
専 修 学 校						
高 等 課 程			18,000	23,000		
国 公 立	18,000	23,000	30,000	35,000		
私 立	30,000	35,000				
専 門 課 程			44,000	50,000		
国 公 立	42,000	48,000	52,000	59,000		
私 立	50,000	57,000				

### 第二種奨学金

	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度	平成 15 事業年度
	自 宅・自 宅 外 共	自 宅・自 宅 外 共	自 宅・自 宅 外 共
大 学	3万円、5万円、8万円、 10万円の中から選択	平成13事業年度と 同額	平成14事業年度と 同額
大 学 院 修 士 課 程	5万円、8万円、10万円、 13万円の中から選択		
大 学 院 博 士 課 程	5万円、8万円、10万円、 13万円の中から選択		
高 等 専 門 学 校 (4・5年生)	3万円、5万円、8万円、 10万円の中から選択		
専 修 学 校 専 門 課 程	3万円、5万円、8万円、 10万円の中から選択		

なお、第二種奨学金の私立大学医・歯学系及び薬・獣医学系については、奨学生の希望により上記の最高月額(10万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度	平成 15 事業年度
医・歯学系	40,000円	平成13事業年度と 同額	平成14事業年度と 同額
薬・獣医学系	20,000円		

また、大学・短大・大学院・専修学校(専門課程)の第1学年において、希望に応じ入学月の基本月額に下記の定額を増額して貸与を受けることができる(ただし、第二種奨学金の年度当初(4月)からの貸与希望者で、国民生活金融公庫の教育ローンを申し込んで貸付を受けることができなかった者に限る)。

	平成 15 事業年度
入学時特別増額貸与奨学金	300,000円

奨 学 生 の 補 導 状 況

別表3

(単位:人)

区 分	平成 13 事業 年 度							平成 14 事業 年 度							平成 15 事業 年 度						
	審査対象 数 (A)	処 置 数						審査対象 数 (A)	処 置 数						審査対象 数 (A)	処 置 数					
		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)
第一種奨学生	382,903	922	3,472	2,217	10,591	17,202	4.5%	377,216	840	3,445	1,811	7,558	13,654	3.6%	393,262	726	2,615	1,708	6,711	11,760	3.0%
高等学校	103,368	89	281		3,529	3,899	3.8%	101,672	72	290		2,141	2,503	2.5%	104,149	86	209		1,854	2,149	2.1%
大学	213,406	806	3,047	2,001	6,226	12,080	5.7%	205,993	739	2,970	1,583	4,856	10,148	4.9%	215,784	618	2,233	1,421	3,956	8,228	3.8%
大学院	49,207	7	14	37	83	141	0.3%	50,846	3	34	20	56	113	0.2%	50,986	2	12	13	98	125	0.2%
高等専門学校	6,273	5	89	132	392	618	9.9%	6,245	10	99	145	382	636	10.2%	6,277	6	100	207	480	793	12.6%
専修学校	10,649	15	41	47	361	464	4.4%	12,460	16	52	63	123	254	2.0%	16,066	14	61	67	323	465	2.9%
第二種奨学生	308,314	1,048	3,953	3,624	9,473	18,098	5.9%	382,103	1,226	5,068	4,859	9,428	20,581	5.4%	426,294	1,480	5,451	5,376	11,635	23,942	5.6%
大学	246,807	961	3,655	3,217	7,789	15,622	6.3%	311,273	1,128	4,657	4,409	8,704	18,898	6.1%	347,569	1,397	5,063	4,779	10,065	21,304	6.1%
大学院	19,813	1	6	17	56	80	0.4%	19,788	3	22	9	37	71	0.4%	19,395	6	6	25	59	96	0.5%
高等専門学校	85	0	0	0	5	5	5.9%	159	0	0	4	23	27	17.0%	185	0	1	4	7	12	6.5%
専修学校	41,609	86	292	390	1,623	2,391	5.7%	50,883	95	389	437	664	1,585	3.1%	59,145	77	381	568	1,504	2,530	4.3%
合計	691,217	1,970	7,425	5,841	20,064	35,300	5.1%	759,319	2,066	8,513	6,670	16,986	34,235	4.5%	819,556	2,206	8,066	7,084	18,346	35,702	4.4%

(注)1. 「停止」には、停止期間延長者を含む。

2. 「警告」は、高等学校・専修学校(高等課程)については行っていない。



返 還 金 の 回 収 状 況 等

別 表 4-1

1 返還及び貸与債権の状況

(1) 返還の状況

区 分	平成 13 事業 年 度						平成 14 事業 年 度						平成 15 事業 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要 返 還 (期日到来分のみ)	( 100.0 ) 1,060	( 100.0 ) 1,358	( 100.0 ) 314	( 100.0 ) 345	( 100.0 ) 1,374	( 100.0 ) 1,703	( 100.0 ) 1,090	( 100.0 ) 1,440	( 100.0 ) 384	( 100.0 ) 418	( 100.0 ) 1,474	( 100.0 ) 1,858	( 100.0 ) 1,125	( 100.0 ) 1,517	( 100.0 ) 470	( 100.0 ) 532	( 100.0 ) 1,595	( 100.0 ) 2,048
うち 返 還	( 86.0 ) 912	( 77.2 ) 1,049	( 90.0 ) 283	( 86.5 ) 298	( 86.9 ) 1,195	( 79.1 ) 1,347	( 85.4 ) 931	( 76.5 ) 1,101	( 89.1 ) 342	( 85.9 ) 359	( 86.4 ) 1,273	( 78.6 ) 1,460	( 85.1 ) 957	( 75.8 ) 1,150	( 88.6 ) 417	( 86.2 ) 458	( 86.1 ) 1,374	( 78.5 ) 1,608
うち未返還	( 14.0 ) 148	( 22.8 ) 309	( 10.0 ) 31	( 13.5 ) 47	( 13.1 ) 179	( 20.9 ) 356	( 14.6 ) 159	( 23.5 ) 339	( 10.9 ) 42	( 14.1 ) 59	( 13.6 ) 201	( 21.4 ) 398	( 14.9 ) 168	( 24.2 ) 367	( 11.4 ) 54	( 13.8 ) 74	( 13.9 ) 222	( 21.5 ) 440
繰上返還額		245		211		456		263		260		523		277		300		577

(注) 1. 上段( )内は、「要返還」に対する割合(単位:%)である。  
 2. 人員は、実人員である。  
 3. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

(2) 貸与債権の状況

区 分	平成 13 事業 年 度						平成 14 事業 年 度						平成 15 事業 年 度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
貸 与 残 高 (人員は、延人員)	1,757	18,539	687	8,594	2,444	27,133	1,768	19,275	798	10,982	2,566	30,257	1,848	20,151	955	13,661	2,803	33,812
返還を要する債権 (期日未到来分を含む) (人員は、実人員)	( 100.0 ) 1,134	( 100.0 ) 11,479	( 100.0 ) 334	( 100.0 ) 4,008	( 100.0 ) 1,467	( 100.0 ) 15,486	( 100.0 ) 1,165	( 100.0 ) 12,134	( 100.0 ) 406	( 100.0 ) 5,206	( 100.0 ) 1,571	( 100.0 ) 17,340	( 100.0 ) 1,201	( 100.0 ) 12,873	( 100.0 ) 498	( 100.0 ) 6,921	( 100.0 ) 1,700	( 100.0 ) 19,794
延滞債権 (人員は、実人員)	( 13.1 ) 148	( 10.2 ) 1,173	( 9.4 ) 31	( 9.7 ) 389	( 12.2 ) 179	( 10.1 ) 1,562	( 13.6 ) 159	( 10.8 ) 1,311	( 10.3 ) 42	( 10.6 ) 554	( 12.8 ) 201	( 10.8 ) 1,865	( 14.0 ) 168	( 11.2 ) 1,436	( 10.8 ) 54	( 11.2 ) 773	( 13.0 ) 222	( 11.2 ) 2,209
うち3か月以上の延滞債権	( 11.0 ) 125	( 8.0 ) 914	( 6.4 ) 21	( 6.3 ) 251	( 10.0 ) 146	( 7.5 ) 1,165	( 11.2 ) 131	( 8.3 ) 1,007	( 6.9 ) 28	( 6.8 ) 356	( 10.1 ) 159	( 7.9 ) 1,363	( 11.3 ) 136	( 8.4 ) 1,083	( 6.9 ) 34	( 7.0 ) 481	( 10.0 ) 170	( 7.9 ) 1,564
うち6か月以上の延滞債権	( 8.3 ) 94	( 5.7 ) 649	( 3.5 ) 12	( 3.4 ) 138	( 7.2 ) 106	( 5.1 ) 787	( 8.6 ) 100	( 5.9 ) 710	( 3.9 ) 16	( 3.9 ) 202	( 7.4 ) 116	( 5.3 ) 912	( 8.7 ) 104	( 6.0 ) 769	( 4.1 ) 20	( 3.9 ) 267	( 7.3 ) 125	( 5.2 ) 1,036

(注) 1. 「延滞債権」とは、翌事業年度4月1日現在で1日以上滞納の状況にある者の総数及び全残存債権の総額であり、上段( )内は「返還を要する債権」に対する割合(単位:%)である。  
 2. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

## 別表 4-2

## 2 リレー口座加入状況

区 分		平成14年3月末現在	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在
返 還 者 体	加入対象者数 (A)	1,228 千人	1,316 千人	1,425 千人
	加入者数 (B)	792 千人	925 千人	1,072 千人
	加入率 (B/A)	64.5 %	70.3 %	75.2 %
新 規 加入 対象 者 ( 全 員 加入 対象 者 )	卒業生数	185 千人 (平成13年3月卒業)	207 千人 (平成14年3月卒業)	228 千人 (平成15年3月卒業)
	加入対象者数 (A)	122 千人	141 千人	157 千人
	加入者数 (B)	114 千人	132 千人	144 千人
	加入率 (B/A)	93.2 %	93.7 %	91.9 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

## 3 学種別延滞率(人員)

区 分		平成14年3月末現在	平成15年3月末現在	平成16年3月末現在
		%	%	%
第 一 種 奨 学 金	高 等 学 校	13.8	14.4	14.7
	大 学	23.0	24.2	25.2
	大 学 院	10.4	10.9	11.0
	高 等 専 門 学 校	6.5	6.7	6.9
	専 修 学 校	11.6	11.9	12.0
	計	16.3	16.7	16.6
第 二 種 奨 学 金	高 等 専 門 学 校	10.0	10.9	11.4
	大 学	-	8.7	6.4
	大 学 院	9.8	10.7	11.1
	専 修 学 校	6.6	7.1	7.0
	計	14.3	15.0	15.1
計	13.0	13.5	13.8	

(注) 延滞率 =  $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100(\%)$  で延人員に  
対するものである。

奨 学 金 返 還 免 除 額 別表 5

区 分	平成 13 事業 年 度				平成 14 事業 年 度				平成 15 事業 年 度			
	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	計	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	計	死亡・心 身障害に よる免除	特別免除	特貸免除	計
第一種奨学金	782	5,024	20,306	26,112	711	4,435	12,397	17,543	670	3,527	7,683	11,880
	754	7,925	5,691	14,370	714	7,334	3,350	11,398	652	5,932	1,693	8,277
高等学校	209	-	6,925	7,134	197	-	4,377	4,574	190	-	3,731	3,921
	76	-	368	444	73	-	225	298	69	-	195	264
大 学	379	2,580	13,192	16,151	358	2,012	7,898	10,268	332	1,230	3,869	5,431
	373	2,862	5,291	8,526	387	2,239	3,103	5,729	361	1,175	1,482	3,018
大 学 院	166	2,438	-	2,604	140	2,416	-	2,556	121	2,291	-	2,412
	289	5,061	-	5,350	245	5,092	-	5,336	205	4,753	-	4,958
高等専門学校	6	6	189	201	8	7	122	137	5	6	83	94
	4	2	32	38	4	3	22	30	4	4	16	24
専修学校	22	-	-	22	8	-	-	8	22	-	-	22
	12	-	-	12	6	-	-	6	13	-	-	13
旧制学校	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0
	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0
第二種奨学金	178	-	-	178	206	-	-	206	242	-	-	242
	226	-	-	226	259	-	-	259	339	-	-	339
大 学	153	-	-	153	173	-	-	173	203	-	-	203
	198	-	-	198	220	-	-	220	285	-	-	285
大 学 院	15	-	-	15	16	-	-	16	18	-	-	18
	17	-	-	17	20	-	-	20	29	-	-	29
専修学校	10	-	-	10	17	-	-	17	21	-	-	21
	11	-	-	11	20	-	-	20	25	-	-	25
合 計	960	5,024	20,306	26,290	917	4,435	12,397	17,749	912	3,527	7,683	12,122
	980	7,925	5,691	14,595	973	7,334	3,350	11,657	991	5,932	1,693	8,616

(注) 1 上段は件数(単位:件)、下段は金額(単位:百万円)。

2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

## 借入金及び国庫補助金等の状況 (実績)

別表 6

## 1 借入金

## (1) 政府借入金及び償還免除額(無利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	
				対前事業年度比較増減
政府借入金	104,637	95,094	95,027	67
償還免除額	16,258	14,370	11,398	2,972
借入残高	1,884,804	1,965,528	2,049,157	83,629

## (2) 財政融資資金借入金及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	
				対前事業年度比較増減
財政融資資金借入金	230,900	227,800	227,600	200
償還額	29,836	36,506	36,626	120
借入残高	862,300	1,053,594	1,244,568	190,974

## (3) 日本育英会債券及び償還金(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	
				対前事業年度比較増減
日本育英会債券	10,000	56,000	61,000	5,000
償還額	-	-	-	-
借入残高	10,000	66,000	127,000	61,000

## (4) 民間からの借入金及び償還額 (単位:百万円)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	
				対前事業年度比較増減
借入金	512	0	0	0
償還額	88	134	134	0
借入残高	1,223	1,088	954	134

## 2 国庫補助金等

## (1) 国庫補助金 (単位:百万円)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	
				対前事業年度比較増減
国庫補助金	9,003	8,938	11,099	2,161

## (2) 利子補給金 (単位:百万円)

区 分	平成13事業年度	平成14事業年度	平成15事業年度	
				対前事業年度比較増減
利子補給金	11,194	10,284	9,727	557

(参考) 事業資金内訳等の推移 (実績)

区 分		平成 13 事業年度	平成 14 事業年度	平成 15 事業年度
事業費	第一種学資金	百万円 (1.7%) 227,320	百万円 ( 2.6%) 221,509	百万円 (7.7%) 238,604
	第二種学資金	(22.1%) 252,383	(19.3%) 301,003	(14.3%) 344,066
財源等	一般会計借入金	( 3.4%) 104,637	( 9.1%) 95,094	( 0.07%) 95,027
	財政融資資金借入金	(22.4%) 230,900	( 1.3%) 227,800	(0.09%) 227,600
	日本育英会債券	(皆増) 10,000	(460.0%) 56,000	(8.9%) 61,000
	貸付回収金	(11.0%) 180,324	(10.0%) 198,357	(10.2%) 218,537
利子補給金		(13.0%) 11,194	( 8.1%) 10,284	( 5.4%) 9,727
国庫補助金		(9.8%) 9,003	( 0.7%) 8,938	(24.2%) 11,099
当期損失金		2,230	291	242
総資産		(12.2%) 2,768,382	(11.9%) 3,096,775	(10.8%) 3,431,348

(注). 上段( )内は、各々対前年度比較増 減率である。